

社会福祉法人山口向陽会  
通所リハビリテーション  
介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設日吉台 重要事項説明書

(事業の目的)

- (1) 社会福祉法人山口向陽会(以下「本会」という。)が設置する老人保健施設日吉台通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(以下「事業」という。)の適性な運営を確保するために人員及び管理経営に関する事項を定め、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的とします。

(運営方針)

- (2) 事業は、利用者が要介護状態等となった場合において可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めたものとします。  
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、保健医療福祉施設サービスとの綿密な連携に努めるものとします。

(事業所の名称等)

- (3) 名称及び所在地は次のとおりです。
1. 名称 老人保健施設日吉台
  2. 所在地 山口市陶3976番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- (4) 事業所に勤務する職種、員数は次表のとおりとします。

職種	員数
管理者	1名
医師	3名
支援相談員	1名
理学・作業療法士	3名
介護職員	5名

(営業日及び営業時間)

- (5) 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。
1. 営業日 月曜日から土曜日までとします。(但し、12月30日から1月3日は休み。)
  2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とします。  
(サービス提供時間 9:00~15:30とします)

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

- (6) 事業所の定員は次のとおりとします。
- 定員 30名

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

- (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションが法定代理人受領サービスであるときは、その1割の額とします。

\* 厚生労働大臣が定める基準[介護報酬告示]は、事業所に掲示しております。

[指定通所リハビリ・指定介護予防通所リハビリの内容]

- ① 食事
- ② 入浴 (機械入浴も可能)
- ③ その他必要な日常生活の世話

- \* 代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準額〔介護報酬告示〕と同額です。  
 なお、基準額に関しては介護保険負担割合証の割合に準じます。

\*介護予防通所リハビリテーション

利用料金 下記単位数は一割負担者の単位とする

	単位(1月につき)	食費(1日につき)
	(円)	(円)
要支援1	2,268	650
要支援2	4,228	650

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 支援1・・・72円/月、支援2・・・144円/月含む  
 \* 栄養改善加算 200単位/月 別途

\*通所リハビリテーション (所要時間6時間以上7時間未満)

利用料金(1回当たりの利用料) 下記単位数は一割負担者の単位とする

	単位	入浴加算	単位合計	食費	利用料金
					(円)
要介護 1	715	40	755	650	1405
要介護 2	850	40	890	650	1540
要介護 3	981	40	1021	650	1671
要介護 4	1,137	40	1177	650	1827
要介護 5	1,379	40	1419	650	2069

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・・・18円/回 リハビリテーション提供体制加算 24円/回 含む

\* リハビリテーションマネジメント加算 別途

\* 短期集中個別リハビリテーション実施加算  
 ・3ヶ月以内 110単位/日 別途

\* 栄養改善加算 200単位/月 別途

- \* 事業者は、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収致します。

- (1) 食材費 一食当たり 650円
- (2) オムツ代 実費
- (3) 通常の事業の実施地域以外から利用者の要請によって指定通所リハビリテーション・指定介護予防リハビリテーションを行う場合の送迎の費用。  
 (ア) 事業所から片道10km未満 0円  
 (イ) 事業所から片道10km以上 2km毎に 200円

- \* 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に(記名押印)を受けます。

(通常の送迎の実施範囲)

- (8) 通常の実施範囲は、防府市、山口市とします。

(緊急時等における対応方法)

- (9) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- (10) サービスの利用日に対して健康チェックを行い、利用不相当と認めた場合は、利用をお断りすることがあります。又、他の利用者に対して著しい迷惑行為、暴力行為があった場合、利用をお断りすることがあります。

《要注意》

現金や貴重品のお持ち込みは禁止とし、やむをえず持ち込まれる場合は御本人様、若しくは御家族の責任となります。

(非常災害対策)

- (11) 管理者は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するため具体的計画書を策定し、定期的に防水設備の保守点検及び非難、救出、火災避難訓練その他必要な訓練を消防署関係機関の指導監督の下に実施します。

(その他運営に関する留意事項)

- (12) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(身体拘束)

- (13) 当施設は、原則として利用者に身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には当施設の医師と相談し、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を診療録に記載することとします。又、身元引受人の方に状況を説明し、同意書に署名、捺印を頂きます。

(虐待防止)

- (14) 入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待発生の防止に努めています。

①虐待防止検討委員会を設けています。

②虐待防止検討委員会には、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行っています。

③職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講しています。

④虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努めます。

(苦情処理窓口の設置)

- (15) 利用者又は家族からの相談やサービスに対する不満・質問について対応するために、苦情相談窓口を設置しています。

施設苦情処理窓口  
苦情受付機関

担当者 主任 竹内 亜希子 (083-973-2030)  
市町村 山口市地域包括支援センター  
(山口市亀山町2-1 083-934-2758)  
※その他市町村は別紙参照  
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
(山口市朝田1980番地7 083-995-1010)

- (16) 利用者又は家族の方の情報を居宅支援事業者等に対して提供することに同意をしていただくことをお願いします。